



広告景観推進協力員通信

編集発行：横須賀市
都市部市街地整備景観課
TEL 822-8127
FAX 826-0420



時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より、本市屋外広告物行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
おかげさまで除却する物件は年々減少しておりますが、今後も店舗等への
継続した指導をお願いいたします。



屋外広告の日に総勢 44 名が参加

9 月 10 日(水)に、追浜、横須賀中央、久里浜地区
において「屋外広告物適正化キャンペーン」を実施し
ました。違反広告物除却数は 113 件、事業主等の啓
発件数は 44 件でした。

参加していただいた方々は、広告景観推進協力員
の皆様のほか、横須賀・田浦警察署、国土交通省横
浜国道事務所、神奈川県横須賀土木事務所、東京電
力、NTT東日本、神奈川県広告美術協会でした。

ご多忙の中ご協力ありがとうございました。

第 15 回意見交換会の開催報告

8 月 19 日(火)午後 2 時から、市役所 3 号館 302
会議室において意見交換会を開催しました。

参加者は 7 名で、事務局から活動状況や市民公
益活動ポイント制度の活用について説明させてい
ただいた後、それに対するご意見をいただきました。
市民公益活動ポイントは、市民や事業者から寄
せられた寄付金を積み立てた「よこすか元気ファ
ンド」を原資に、市民活動の参加者にポイント券を
交付して、市が市民活動を支援する制度です。昨年
度から実証実験を始め、来年度から本格稼働する
予定です。ケイビパ活動を本制度の対象とするよ
う今後も継続して申請していくことで意見が一致
しました。

◆主なご意見

- ・(指導後に改善の見られない事業主がいること
に対し)定期的に同じ商店街を巡回し、継続的に指
導を行うことで店側の意識を変えていくことが大
切。
- ・指導後に改善の見られた事業主に対しお礼を言
うなど、次に繋げる方法を検討することが大切。
- ・ケイビパの活動前に、指導実績等の情報共有を
行い、効率良く指導を行った方が良い。
- ・来年度の活動日程は、季節や商店街の休みを考
慮して決めてほしい。

協力員任期更新のお知らせ

身分証明書の有効期限が平成 27 年 3 月 31
日までの方にお知らせです。

(協力員番号 3、32、54、60、162、164、193、
197、199、204、205、207、212 番の方)

協力員の任期は、委嘱日から翌年度末日までと
なっています。再任を希望される方は、再度講習会
を受講してください。

今年度の講習会の日程は下記のとおりです。

◆平成 26 年 10 月 8 日(水)午後 2 時～
場所：市役所 3 号館 4 階 404 会議室

◆平成 26 年 12 月 4 日(木)午後 2 時～
場所：市役所 3 号館 4 階 404 会議室

◆平成 27 年 3 月 4 日(水)午後 2 時～
場所：市役所 3 号館 4 階 404 会議室

※講習時間は 1 時間程度です

受講を希望される方は、事前に都市部市街地整備
景観課 822-8127(直通)までご連絡ください。

また、再任を希望されない方は、委嘱任期終了後
(平成 27 年 3 月 31 日以降)に身分証明書・腕章等
を当課までご返却ください。